

地方独立行政法人青森県産業技術センターと八戸工業大学との連携に関する協定書

地方独立行政法人青森県産業技術センターと八戸工業大学は、相互の連携により、県勢の一層の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、相互の密接な連携と協力により、地域の課題に迅速かつ適切に対応し、科学技術の振興と文化の創造ならびに地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(連携分野)

第2条 前条の目的を達成するため、双方の保有する各分野の知見及び研究者等交流において連携し協力する。

2 前項において連携及び協力を推進する事項は、必要に応じて別途定める。

3 連携及び協力を図るために必要がある場合には、特定の分野に関する検討組織を設置することができる。

(秘密保持)

第3条 この協定に基づき、双方知り得た情報は、それぞれ秘密を保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(有効期限)

第4条 この協定は、協定締結の日から発効し、有効期限は平成23年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに双方のいずれからも申し出がない場合は、さらに1年間更新し、その後も同様とする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、双方が協議の上、定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方が署名押印の上、各自その1通を保有する

平成22年12月13日

青森県黒石市田中82番地9

地方独立行政法人

青森県産業技術センター 理事長

唐川 実三

青森県八戸市大字妙字大開88番地1号

八戸工業大学 学長

藤田 成門